日程第 七 議案第二号 十和田地域広域事務組合職 〇 日程第十八 議室にていて	、С	報告第二号 専決処分の報告についての ○ 日程第十五ついて十七頁 ○ 日程第十四数の増加及び青森県市町村総合事務組合規 ○ 日程第十四 ○ 日本第一 ○ 日本 ○ 日	日程第 四 報告第一号 専決処分の報告についての ○ 日程第十二 議室目程第二 ○ 日程第十二 議事務組合一級事務組合 ○ 日程第十二 議事務組合 <	- 一 会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	竪に付した事件
議案第十三号 平成二十五年度十和田地	予算	日程第十五 議案第十号 平成二十六年度十和田地域 日程第十五 議案第十号 平成二十六年度十和田地域 日程第十四 議案第九号 平成二十六年度十和田地域 広域事務組合消防特別会計予算	日程第十三 議案第八号 平成二十六年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	ス・ド に 五 改 四十十二 関 号 正 号	ついて 政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に日程第 八 議案第三号 十和田地域広域事務組合行について

閉 会二十八百	教育委員会委員の任命について	日程第二十一 同意第一号 十和田地域広域事務組合	域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第二号)二十七頁	日程第二十 議案第十五号 平成二十五年度十和田地	域広域事務組合学校給食特別会計補正予算(第二号)二十七頁	日程第十九 議案第十四号 平成二十五年度十和田地	域広域事務組合消防特別会計補正予算(第二号)二十六頁
	二十七頁	7組合	二十七頁	田地	一号)二十七頁	田地	二十六頁

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

平成二十六年第一回十和田地域広域事務組合議会定例会議決結果表

閉会 平成二十六年二月二十五日

譲 案 第		詩学系	長さら	議案第		詩学	美茂 ひこう	詩学系	美 N 写	報 専 告 決 第		片	報 専 等 第			議 案 番
五号	L L	D F	<u> </u>	- - -	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- - - - - - - -	- - - - - - - - - - -	- F	<u>-</u> 크	∃ 5		- - - - - - - - -	<u> </u>	□ - 글 듯	<u>-</u>	号
部を改正する条例の制定について	十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一	定について	十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制	る条例の制定について	十和田地域広域事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正す	する条例の制定について	十和田地域広域事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正	める条例の制定について	十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定	徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金	専決処分の報告について	青森県市町村総合事務組合規約の変更について	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び	専決処分の報告について	件名
IJ		1,	ı	n		11		JI			"			二月二十五日		議決月日
"		1,	ı	J.	J	1.	ı	原第一次	京专丁七		IJ			承認		議決結果

IJ	IJ		十五号	議案第
		平成二十五年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算		
IJ	IJ	算(第二号)	十四号	議案第
		平成二十五年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予	- -	
,	,	(第二号)	- - - - -	部門をラスをラ
J	J	平成二十五年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算	<u> </u>	義之有
J.	J.	事業特別会計予算	十 二 天	部学术学月
J	ı	平成二十六年度十和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託	- -	美艺艺
,,,	"	平成二十六年度十和田地域広域事務組合火葬特別会計予算	十一号	議案第
IJ	IJ	平成二十六年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計予算	十号	議案第
IJ	JJ	平成二十六年度十和田地域広域事務組合学校給食特別会計予算	九号	議案第
IJ	"	平成二十六年度十和田地域広域事務組合消防特別会計予算	八号	議案第
IJ	JI.	平成二十六年度十和田地域広域事務組合一般会計予算	七号	議案第
多下		現行の条例の用語等の統一に関する条例の制定について	7	電明 タラ なり
京客可央		十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにすることに伴う	レンコブ	美艺
議決結果	議決月日	件名	番号	議案

-	司意第一号	議 案 番 号
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	十和田地域広域事務組合教育委員会委	件
1 1	会委員の任命について	名
- - -	二月二十五日	議決月日
	司	議決結果

の制定について	Eのl	一部を改正する条列の制定について第 九 議案第 四号 十和田地域広域事務組合火災予防条例の	ついて	徴収条例の一部を改正する条例の制定に	第 八 議案第 三号 十和田地域広域事務組合行政財産使用料	について	関する条例の一部を改正する条例の制定	第 七 議案第 二号 十和田地域広域事務組合職員等の旅費に	について	及び消防署長の資格を定める条例の制定	第 六 議案第 一号 十和田地域広域事務組合消防本部消防長	の一部を改正する条例の制定について	納金督促手数料及び延滞金徴収条例等	専決第 五号 十和田地域広域事務組合税外諸収入滞	第 五 報告第 二号 専決処分の報告について	村総合事務組合規約の変更について	地方公共団体数の増加及び青森県市町	専決第 四号 青森県市町村総合事務組合を組織する	第 四 報告第 一号 専決処分の報告について	第 三 一般質問	第 二 会期の決定	第 一 会議録署名議員の指名	平成二十六年二月二十五日(火)午後二時開議	議事日程第一号
本日の		第		第		第		第			第		第		第		第		第		第			第
会議に		第二十一		$\frac{\vec{-}}{+}$		十九		十八			十七		十六		士五		十四四		士		$\stackrel{+}{\stackrel{-}{\stackrel{-}{-}}}$			+
本日の会議に付した事件		同意第		議案第		議案第		議案第			議案第		議案第		議案第		議案第		議案第		議案第			議案第
件		一号		十五号		十四号		十三号			十二号		十一号		十号		九号		八号		七号			六号
	を	の任命について十和田地域広域事務組合教育委員会委員	清掃特別会計補正予算(第二号)	平成二十五年度十和田地域広域事務組合	学校給食特別会計補正予算 (第二号)	平成二十五年度十和田地域広域事務組合	消防特別会計補正予算(第二号)	平成二十五年度十和田地域広域事務組合	算	十和田市消防団事務受託事業特別会計予	平成二十六年度十和田地域広域事務組合	火葬特別会計予算	平成二十六年度十和田地域広域事務組合	清掃特別会計予算	平成二十六年度十和田地域広域事務組合	学校給食特別会計予算	平成二十六年度十和田地域広域事務組合	消防特別会計予算	平成二十六年度十和田地域広域事務組合	一般会計予算	平成二十六年度十和田地域広域事務組合	語等の統一に関する条例の制定について	横書きにすることに伴う現行の条例の用	十和田地域広域事務組合条例の形式を左

出席議員(十五名)

副管

説明のため出席した者

欠席議員(なし)

理

者者

吉 小 Щ 田田

豊 久 君 君

十九八七六五四三二一番番番番番番番番番番番番 野杉石細古河川工櫻楢髙下杉堰舛 月山橋川田野村藤田山坂田山端

 忠 道 義 真 陸

 見 夫 雄 子 夫

 重正博 隆敏茂展英 夫豊光廣幸忠雄美夫雄 君君君君君君君君君君君君君君

教育総務課長教育委員会委員長 監查委員事務局長 監查委員事務局長 監查委員事務局長 副 理 佐 竹 福 坂 齋 米 小 平 髙 澤 樋 米 松 古 高 森 竹 東 沼 平 西 須 三 西 _々 大 木 内 沢 本 藤 田 寺 野 頭 口 田 村 舘 野 原 野 田 舘 村 藤 浦 舘 いら 田舘村藤浦舘 美喜男 三 俊正明一英達隆 洋正信 雅良正芳 三功勉三人登悟弘樹広仁夫也志弥博美名信 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

職務のため出席した事務局職員 課 長 ば 主補補 查查佐佐 澤 巳 博 之 恐ず子

開 会

午後二時 零分 開会

〇議長(野月忠見君) は成立いたしました。 出席議員は定足数に達しておりますので、 会議

もって進めてまいります。 六年第一回十和田地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。 これより本日の会議を開きます。 ただいまから平成二十六年二月十日告示、招集されました平成二十 本日の議事は、 議事日程第一号を

日程第一 会議録署名議員の指名

〇議長(野月忠見君) 文君、二番堰野端展雄君を指名します。 会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、一番舛甚英 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

日程第二 会期の決定

〇議長(野月忠見君) これにご異議ありませんか。 お諮りします。今定例会の会期は、本日一日としたいと思います。 日程第二、会期の決定を議題といたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第三

〇議長(野月忠見君) 日程第三、一般質問を行います。

六条の規定により二回までとし、発言時間は会議規則第五十七条第一 項の規定により六十分以内としますので、よろしくお願いします。 それでは、指名します。 質問は、通告により議長において指名いたします。 なお、あらかじめ申し添えておきますが、再質問は会議規則第五十

十四番杉山道夫君。

〇十四番(杉山道夫君) それでは、通告順に従って一般質問を行いた いと思います。

るっていうので、来年の予算議会には給食を聞きますと、こうしゃべ 問しておりましたけれども、全部やってしまえば次やるネタがなくな お聞きします。確か昨年の十一月議会のときに、視察をしてきて、質 っていましたから、宣言どおり取り上げました。 最初は、アレルギー児童生徒に対する対応食の実施の考えについて

視察研修する機会を得て、取り組みの状況や施設のあり方を実際に見 ませんでした。今回常任委員会で東近江市の蒲生学校給食センターを はアレルギー児童対応食を実施している施設を直接に見たことはあり これまでにもアレルギー対策について質問してきましたが、私自身 大変参考になりました。

くというような説明がありました。このセンターを視察して、案ずる ター方式三施設などで賄っていましたが、平成二十七年度までに新し りもほんの少し大きい市でした。現在の給食実施は、自校方式やセン より産むが易しの感を強く持ちました。参加した委員の多くがそんな く湖東給食センターを建設して、全部をセンター方式に切りかえてい 東近江市は、人口八万一千ほどで、十和田市と六戸町を合わせたよ

思いを持ったのではないかなと私は見ています。

で同時に持つことができました。 ・一切のでであるが、できるだろうとの思いもまめて、その動きがレールに乗ってしまえば、センターでも、学校でも、いギー児童への対応食といいますか、代替食についても、一旦動き始栄養士さんの苦労は大変だなという感じを持ちました。しかし、アレます。特に蒲生センターの場合は、栄養士さんが担当していたので、ます。特に蒲生センターの場合は、栄養士さんが担当していたので、ます。特に蒲生センターの場合は、栄養士さんが担当していたので、ます。特に蒲生センターの場合は、できるだろうとの思いと思います。 ・一切ので、できました。

しているという状況でした。ら、一時その仕事につくだけで、終わればもとの担当に戻って仕事をら、一時その仕事につくだけで、終わればもとの担当に戻って仕事をれほど大げさなものではなく、調理員もその分の調理、区分けですから、そ施設についても、三十人前後のアレルギー児童対応食ですから、そ

二。レベル三が原因食品を除外した給食を提供する。そこだけを取っ する。そこがいわゆる対応食ということになるのですが、要は言って 子のアナフィラキシーショックでの死亡事故を受けて、いろいろガイ 品の栄養価を別の食品で補う。別の食品で補うけれども、給食を実施 示しているのは、いわゆる今主張している対応食ですが、除外した食 て食べる。そして、給食をするという形。 回のは難しいからあなたは弁当持ってきてくださいと。これはレベル 直接センターなどの働きはないですね。うちでの指導しておいて、今 レベルニは、除外が困難な場合は弁当を持ってきて食べろと。これは アレルギーになるのを取って食べるというもの。これはレベルー。 レベル一、一番簡単な方法は、原因食品を除外して食べる。これは、 状況を具体的に指導しています。例えば文部科学省が示している例は、 ドラインを作るなどして、学校や家庭、給食センターなどの取り組み いるのはそのレベル四にならないかということであります。 アレルギー児童への対応食については、文部科学省も調布市の女の レベル四というのは、 · 今、

私が言っているのは、レベル四にすることです。品の種類によって違うでしょうが、対応しているだろうと思います。くる、あるいは給食の原因食品を全部外すというような形までは、食当センターは、レベルの一、二、三、外して食べる、弁当を持って

ことを進めていきたいと考えているところです。 それから、これまでの取り組みでも、アレルギー児童があれば、学それから、これまでの取り組みでも、アレルギー児童があれば、学それから、これまでの間でやりとりは実際行っているわけです。これがあるいは父母との間でやりとりは実際行っているわけです。これがおいたろうと。それを作るのにそんなに多い人数にはならないと思います。それも実際見ていると、そんなに多い人数にはならないと思います。それも実際見ていると、そんなに多い人数にはならないと思います。ではないよね。したがって、その作る場所もせいぜい十人とか十五人かです。何か代替の、例えば麺とかうどんを食べる、小麦粉がだめだめです。何か代替の、例えば麺とかうどんを食べる、小麦粉がだめだと、そこを代えたものを作るだけです。麺と問題はその全の食事を作るかいだろうと。それを作るのにそんなに大げさにしなくても、人多分いいだろうと。それを作るのにそんなに大げさにしなくても、人多分いいだろうと。それを作るのにそんなに大げさにしなくても、人多分いいだろうと。それを作るのにそんなに大げさにしなくても、人多分いいだろうと。それを作るのにそんなに大げさにしなくいます。これが表別のことを今日具体的に聞いて、やれるか、やれないかというというによりというというによります。

全体を見て、もうやれないという言い方ではなくて、そういうことを今言ったように数が何ぼでどうかということを具体的に考えてみる。変えなければならないのですが、大きな改修などをしなくても、目的でしょう。ただ、現状を維持しながら、現状維持ではなく、ちょっと局も二の足を踏むでしょうから、困難だと当局は答弁することになる建設するとか、調理員の増が必要、こういうふうになれば多分財政当調理室を確保できるかというのが問題となりますが、新しい部屋を

です。そういう考えをぜひ持ってほしい。ていって解決しなければなりませんから、物事が進んでいくと思うのぜひ私は進めてほしいと思います。考えていくと、一つ一つ先を考え

います。

当センターの場合、大分前、二、三年前に聞いたときには、教育長います。

当センターの場合、大分前、二、三年前に聞いたときには、教育長います。

いますの場合、大分前、二、三年前に聞いたときには、教育長います。

こら辺をお聞きしたいと思います。うに、きちんとした専門医や学校医の診断を得た数なのかどうか、そでのアレルギー児童生徒は何人いるのか。同時に、それは今話したよそこで、質問をするのは、一つ、きちんとした調査に基づく現時点

踏むでしょうから、この二つをお聞きしたいと思います。検討してみる考えがあるか。そういうのをやるといっても必ずそれを具体的な資料を持ち寄らなければならないですが、そういうきちっとして、やるために必要な検討、これはもちろんただ検討ではなくて、それから、二番目は、やりますかじゃなくて、私はもう一歩簡略化

ち、六六%、およそ三分の二に当たる五百二十一消防本部に出動件数うふうに見ているようであります。全国に七百九十ある消防本部のう要因を消防庁は、高齢化が進み、急病のお年寄りの搬送が増えたといがら、ついに五百八十万二千幾らかに達したとあります。この増えたがら、毎年漸増しており、三年連続して過去最多を記録し直しなが昨年三月八日、二〇一二年の全国の救急出動の状況を発表した数値二番目は、救急搬送車の生存率についてお伺いいたします。消防庁

ぜひ理解を示してほしいと思います。
このように年々増え続ける救急搬送ですが、救急隊に求められる重さの思いを考えれば、可能な限り高い質の救急搬送を求めることではなり、搬送の結果が急病人の早い回復や生存率の向上につながる。すならは計り知れないほどのストレスを強いるものだろうと考え、日々のらは計り知れないほどのストレスを強いるものだろうと考え、日々のらは計り知れないほどのストレスを強いるものだろうと考え、日々のらは計り知れないほどのストレスを強いるものだろうと考え、日々のらは計り知れないほどのストレスを強いるものだろうと考え、日々のといる、現場に携わっている救急隊員の緊張、沈着、慎重さ、これを計り知れないほどのストレスを強いる事態であり、そこで仕事を表したいる、現場に携わっている教急隊員の緊張、沈着、慎重さ、これをは計り知れな事に表す。

す。

さいのであり、ぜひ教訓にしてほしいと思いまうことを如実に示している例であり、ぜひ教訓にしてほしいと思いまとのではませんでしたが、こういうふうなこともあり得るわけです。よく死にませんでしたが、こういうふうなこともあり得るわけです。よく死にませんでしたが、こういうふうなこともあり得るわけです。よく死にませんでしたが、こういうふうなによいるものが、これが、これに関いている高齢者を死亡と誤認して帰還した、先般、京都市で室内に倒れている高齢者を死亡と誤認して帰還した

ると、二〇一一年と二〇一二年は石川県が連続して一位だったと。の一カ月後の生存率を統計的に整理して発表しております。それによ消防庁は、同様の考え方から救急生存率という救急搬送された患者

という気持ちもあったからであります。わけこの十和田地区の救急搬送車の生存率が全国一位であってほしい私は、なぜ石川県が一位であったのか。できることなら青森県、とり

三五%という高い結果も出ているところです。三五%という高い結果も出ているところです。 また、同県の白山市の場合では九%、二倍近い水準になっています。また、同県の白山市の場合では九位、全国一位となった二○一○年が二一・六%、二○一一年が一八・九位、全国一位となった二○一○年が二一・六%、二○一一年が一八・九位、全国一位となった二○一○年が二一・六%、二○一一年が一八・九位、全国一位となった二○一○年が二一・六%、二○一一年が一八・九份、三五%という高い結果も出ているところです。

な結果だと思いますが、マニュアルは生存率向上策の一つに役立ってく、交通渋滞状況や受け入れ医療施設の数、搬送者の病状など複合的、ちちろんこれらの生存率数値は、マニュアルだけによる向上ではな

何かの参考にならないかなと思って今回取り上げました。隊や通信指令室でも同じようなことを行っているだろうと思いますがいるのではないかなと考えられます。多分現在では全国のどこの救急

数字になっているでしょうか。 そこで質問です。当本部の救命率といいますか、生存率はどういう

具体的にお持ちでしょうか。っているのでしょうか。また、さらに時間短縮をする対策というのは全国平均が八分十二秒というふうに申し上げましたが、ここはどうな到着時間というのはどれぐらいでしょうか。さっき石川県の七分六秒、二番、これは前にも質問等で出ていますが、ここの本部の救急車の二番、これは前にも質問等で出ていますが、ここの本部の救急車の

具体的にどういう指導をしているでしょうか。して似たようなことをやっているのではないかなとも思うのですが、「三番目、当本部が一一九番した通報者に今言ったような救命措置と

ています。 首都直下地次は、三番目、大型施設の耐震状況について伺います。 首都直下地次は、三番目、大型施設の耐震状況について伺います。 首都直下地次は、三番目、大型施設の耐震状況について伺います。 首都直下地次は、三番目、大型施設の耐震状況について伺います。 首都直下地次は、三番目、大型施設の耐震状況について伺います。 首都直下地次は、三番目、大型施設の耐震状況について伺います。 首都直下地では、三番目、大型施設の耐震状況について伺います。 首都直下地

衰退が著しい中、現状維持もままならない中での耐震改修はもっと取には該当する施設が一部あるかなという気もします。観光客の減少で古い施設はないのではないかなとも思いますが、十和田湖周辺の旅館そこで、当地方の現状を見た場合、公共施設は別にして、そんなに

発生すれば、消防の仕事に直結するという考えで取り上げました。り組みにくい状況にあるのではないかなと思います。そこで、災害が

たら教えてください。

本来耐震に対する取り組みは各自治体の仕事だと思いますので、その全部を消防本部が担うとは思っていませんが、もしわかりましたらの全部を消防本部が担うとは思っていませんが、もしわかりましたらの全部を消防本部が担うとは思っていませんが、もしわかりましたらの全部を消防本部が担うとは思っていませんが、もしわかりましたら

四番目は、消火栓の代替水源の確保についてであります。多くの消火栓が同時に使えなくなる災害は、そう簡単には想定しにくいことでたが、代替水源を確保しておくことは、その他の火災や災害時にも活用方途が考えられるのではないかと思い、取り上げました。この地域にこれが、代替水源を確保しておくことは、その他の火災や災害時にも活所に活断層があるかどうかわかりませんが、直下型の地震発生、そ直下に活断層があるかどうかわかりませんが、直下型の地震発生、そが、代替水源を確保しておくことは、その他の火災や災害時にも活用が出めるからといってもすぐには消火に利用できない状態があった経緯から、河川の消火水源確保については都市部ではいろいろ取り、阪神・淡路大震災のとき、水道管が破断し消火栓が使えなくなった経緯から、河川の消火水源確保については都市部ではいろいろ取り、阪神・淡路大震災のとき、水道管が破断し消火栓が使えなくなった経緯から、河川の消火水源確保については都市部ではいろいろ取り、大栓が同時に使えなくなる災害は、そう簡単には想定したが、といい、大をが、大くなの消息を発力が、大くなの消息を発生がある。

ます。弱者が多く収容されている病院とか、老健施設で火災が発生す想定し、特に常に最悪の条件を考えて対策を講じておくべきだと思いの後で火災が発生することはよくあることですから、いろんな場合をいますが、災害が冬に発生した場合、大雪の中で発生した場合、地震を加えなくても消火水源として利用できる河川等はたくさんあると思そういう意味では、この地方はまだ自然が十分残っており、特に手

ますので、安心できる状態にあるか確認したいと思います。ませんが、近年危機管理が叫ばれ、住民の危機管理意識も高まっていうのですが、いかがでしょうか。被害妄想に陥っているわけではあり常に一定程度の消火水源が確保されているということが望ましいと思ることも想定しておかなければなりません。それらの施設の近くには、

つぐらい準備されているでしょうか。 そこで、質問の一つは、当地区の防火水槽はどういうところに、幾

対策があったらお知らせください。
そのほかにも、もし特別に消防車両、消防本部で消火水源に対する策はどうなっているでしょうか。
三つ目、病院や老健施設など災害弱者の多い近辺での水源確保の対

以上、壇上からの質問といたします。

〇議長(野月忠見君) 小山田管理者。

■ 日できない場合に備え、対策を講じているところでございます。● 当地域の消火栓に被害はありませんでしたが、日ごろから消火栓が使日本大震災から間もなく三年になろうとしております。この震災では、私からは、消火栓の予備対策についてお答えいたします。さきの東利ので質問にお答えいたします。

るための協定を締結しているところであります。生川を管理する青森県及び稲生川土地改良区と防火用水として使用す害時においては非常に有効な水利であることから、平成二十三年に稲稲生川からの幹線の水路については、十和田市及び六戸町において災できるよう把握に努めているところでございますが、特に稲生川及びてのため、消防では、常に河川や沼、プールなどを消火用水に利用

その他の対策としては、大規模火災や林野火災など、消火用水の確

用することとしております。また、緊急やむを得ない場合には、十和田市上下水道部の給水車も活議会と協定を締結し、給水専用車を要請できるようにしております。保が困難な場合に備えて、平成二十一年に十和田地区清掃業者連絡協

以上、壇上からの答弁といたします。

〇議長(野月忠見君) 齋藤教育部長。

いてのご質問にお答えいたします。の教育部長(齋藤美喜男君) アレルギー児童への対応給食の実施につ

ており、当センターにおいてもアレルギー対応給食の必要性は十分認持つ児童生徒数は、小学生二十五人、中学生三人の計二十八名となっ平成二十五年度管内における医師の診断に基づく食物アレルギーを

識しているところでございます。

おります。

さことから、アレルギー食材が混じらない専用調理室が必要と思ってることから、アレルギー食材が混じらない専用調理室が必要と思ってあり、単なる仕切りなどの簡易な対応では中毒事故を招く危険性もあが飛散するピーナッツアレルギーなどの重篤な症状に対応する必要もが飛散するピーナッツアレルギーなどの重篤な症状に対応する必要もしかし、アレルギー対応給食を実施するためには、アレルゲン分子

が非常に難しいと考えております。なければならないこと等から、現状ではそのスペースを確保することらないことや、一般調理の動線とは別にアレルギー専用の動線を設けとは別な食器洗い室、食器保管室などの専用調理室を設けなければなこのアレルギー専用の調理を行うには、下処理室、調味料庫、一般

の方法がございます。当センターでは、現在詳細な献立表を配付し、食物を除去した上で別の給食で栄養を補う代替給食の提供等、四段階家庭からの弁当持参、アレルギー原因食物を除く除去食の提供、原因学校給食の食物アレルギー対応については、詳細な献立表の配付、

できることから取り組んでまいりたいと考えております。学校と情報共有を図りながら、食物アレルギーを持つ児童生徒のため、引き続き他市町村の先進事例を参考に調査研究をし、そして保護者や家庭からの弁当持参により対応しているところでありますが、今後も

以上でございます。

〇議長(野月忠見君) 沼田消防長。

〇消防長(沼田隆志君) 私からは、先に救急生存率の向上対策についる。

す。 全国平均は、平成二十四年が最新ですが、八分十八秒となっておりまが、平成二十五年度平均現場到着時間は八分二秒となっております。がのに、当消防の救急車が現場に到着するまでの時間についてです

となっております。となっております。全国平均は、平成二十四年が最新ですが、五・八%五%でありました。全国平均は、平成二十四年が最新ですが、五・八%加労であります。平成二十五年に当消防で一カ月後の生存を集計したものであります。平成二十五年に当消防で生存率とは、救急搬送時、心臓や呼吸がとまった心肺停止状態の方の生存率とは、傷病者の救急生存率の状況についてお答えいたします。救急

どの対策をとり、搬送時間の短縮を図っています。 との対策をとり、搬送時間の短縮を図っています。 といる場合には、通信員が十和田市立中央病院に事前に連絡し、 には、通信員が即座にドクターへリを要請します。また、心肺停止が では、通信員が即座にドクターへリを要請します。また、心肺停止が でが困難と考えられる場合には、通信員が十和田市立中央病院に事前に連絡し、 には、通信員が即座にドクターへリを要請します。また、心肺停止が でが困難と考えられる場合には、消防でや救助隊を同時出動させるな がに、今後の救急搬送の時間短縮に係る対策についてお答えいたし

最後に、一一九番通報者への救命措置指導についてお答えいたしま

救急生存率の向上に努めてまいりたいと考えております。 物急生存率の向上に努めてまいりたいと考えております。 が急生存率の向上に努めております。また、多くの方に応急手当てを指導しているところです。この指導方法は、国の基準を参考に作成したマニュアルにより行っております。また、多くの方に応急手当てを指導しているところです。この指導方法は、国の基準を参考に作成しるとともに、通報者が行える応急手当ての方法を掲載し、 関知を図っているには、より早い応急手当てが重要であることから、救急車を出動させす。心肺停止や、喉に食べ物を詰まらせ呼吸ができなくなっている方

が十、福祉施設が七であると聞いております。十和田市及び六戸町を合わせ、ホテル、旅館が三十一、病院、診療所基づき事務を行っていると聞いております。施設数につきましては、和田市及び六戸町がそれぞれ耐震改修促進計画を策定し、その計画に震状況の把握及び改修促進につきましては、消防の事務ではなく、十震状況の把握及び改修促進についてお答えいたします。建築物の耐

五基、六戸町には百五基設置されております。 内の防火水槽の数についてお答えいたします。十和田市には二百六十続いて、消火栓の予備対策についてお答えいたします。初めに、管

ても日ごろから把握し、活用することとしております。は大型水槽車を導入し備えております。また、周辺にある水利についら大型施設の火災及び水利状況の悪い地域に対応するため、当消防で保健施設には、スプリンクラー設備等が設置されておりますが、これしての消火用水対策についてお答えいたします。大規模な病院や老人最後に、病院や老人保健施設などの災害弱者が多数いるところに対

以上でございます。

〇議長(野月忠見君) 十四番。

〇十四番(杉山道夫君) 最初に、アレルギー児童の関係です。

うのですが、聞きたいと思います。わかれば、主な原因食別人数、多分整理しているのではないかなと思わかれば、主な原因食別人数、多分整理しているのではないかなと思わっていますから、当然と言えば当然でも、三分の一ぐらいですね。二十八人という話で、前から比べると、前の答弁、もちろん人も変

区切り方も別に毎日の話でないので、確かに小麦粉が飛べば影響出る きる、そういう単純に考えるのですが、そうもいかないのでしょうが、 食をやるのを別なものを作る、十食。私だと、テーブル一つあればで と思うのです。だからまあ一番多い、例えば麺となったときに、これ ません。私が単純に考えれば、二十八人、多分実際一回の食事ではせ るかもわかりません。あるいはもうちょっと狭くてできるかもわかり きていますし、場合によってはあそこの調理場の何人か減る時期も来 で育ったのが簡単に考えるけれども、コンクリートで育って、そこで それぐらいの人数に対応しなければならない。これは当然。 から見て何%かの児童となれば、今回少なくて多いときもあるから、 なければならないし、給食児童数の平均から見れば、文部科学省平均 造るかというのは、立派なことにこしたことはないので、当然配慮し 万一そうなっても被害が違うので、どの程度区分するような状況を かもわからないけれども、食べるのと空気で混ざってくる小麦粉が。 は何かを作らなければならないでしょうが、十人分の麺のおかずか副 ょうが、十人ぐらいか、せいぜい十五人ぐらいで済むのではないかな いぜい十人ぐらいでないかなという、聞きますので、具体化するでし なるでしょう。でも、児童生徒数というか、給食数もだんだん減って 仕事をしていると立派な建物を造らざるを得ないのかなと、当然そう 自治体がやることですから、私らのみたいにそれこそわらぶき小屋 ただ、私はより具体的に考えてほしい。頭で大ざっぱではなくて。

うに麺の代わりに何らかのおかずを十食作ると。そういうことでしょ 皆さんが本気で考えれば、一年分を各月ごとに児童数に合わせて、こ 指導が多分いっているのです。いっているわけです。これを具体的に うがもっと実現性も高くなるのではないかなと思いますが、その原因 細かいことを聞いてやってみるのも実現のためには大変有効だと思う う具体的にやってみてください。そうすると、シミュレーションして やってみてくれと。ただああだこうだ考えていないで、前にある献立 う。実際やってみれば。もちろん皆さんは入る時から違うとか、厳し 体は頭の中で図面上は作れるのです。このときは、さっきも言ったよ わけだから。それを本当にやろうとすれば献立に合わせて一年前に大 みてください。頭だけで大ざっぱに考えないで。あなた方実績がある 何月何日のこれは何だから、どこの学校の誰、誰、誰と、ここまでは をしていては進まない。現場の具体的な仕事や手順を検討してみたほ のです。そういう具体的に、立派なのを造るために何千万円かかる話 ると思います。もちろん他の実施している施設を直接担当者が行って、 みれば、これやれるかやれないかというのはかなり具体的に見えてく のときには五人分作らなければならない、このときは十五人分だ、こ を具体的にやって、この年には何名の児童、原因食は何々で、この日 くやると思うので、それなりの手間暇もかかることで、私は具体的に のとき幾つの代替食を作らなければならないか、幾つか、これやって 食別の人数と、そんな具体的なシミュレーションなり検討してみる考

そこを高めることのほうが石川県の例を見ても現実味があるのかなと。すので、その決定や通報者というか、各家庭にいる皆さんの理解や、うのです。だから、大体ほとんど同じようなことをやっているようで五%。これは、多分順位つけると、相当後ろに並ぶのでないかなと思救急搬送の形、二十五年、八十人あって、六人生存している。七・

えがないかお聞かせ願いたいと思います。

いということを要望しておきます。

いということを要望しておきます。

いということを要望しておきます。

いということを要望しておきます。

いということを要望しておきます。

いということを要望しておきます。

いということを要望しておきます。

というのを要望しておきます。というのを要望しておきます。というのを要望しておきます。と思いますので、水槽についてもいろいろやっているようですから、くと思いますので、水槽についてもいろいろやっているようですから、ないつもいろんなことをやっていても、たまに何かを選んで指摘を大型施設も、皆さんがお話しされたのでわかりましたので、私はみ

給食のことだけお願いします。

〇議長(野月忠見君) 齋藤教育部長。

○教育部長(齋藤美喜男君)○教育部長(齋藤美喜男君)○大下中の原因ということになってまな原因もございます。ソバとピーナッツが四名ということになってまな原因もございます。ソバとピーナッツが四名ということで、その他さまざまいのが卵が十六名、そしてエビが五名ということで、その他さまざざいます。

以上です。
以上です。
とれるのか、それらを考えてまいりたいと思っております。
とれるのか、それらを考えてまいりたいと思っております。
ので、その辺もシミュレーションをした中で、今後どういった方法が
ミュレーションをしてみる可能性もあるのではないかということです
それで、ただいま議員のほうのご指摘もございましたけれども、シ

〇議長(野月忠見君) 十四番。

〇十四番(杉山道夫君) ざってしまってはだめですし、運ぶときの運ぶ区分、学校に着いた現 ので、ぜひ前向きに取り組んで、十一月にももう一回聞きますから、 試しに作ってみたら。所長、あなたが、ソバのものを職員みんな五、 調理するというのは、そんなに人を増やす必要もないし、場合によっ 場でも現場の区分をきちんとしなければいけない、いろいろかかわっ とそういうのが見えてくるわけ。極端に言うと、もちろん区分け、混 でいつもこうだということではありません。ただ、具体的に見ていく ら人数が変わって増えることももちろんあるわけですから、これだけ 言えば。ソバ四名、四名分作ればいい。今はですよ。もちろんこれか 代替食というのは。その次に、エビ五名と言いました。エビが混ざる ない十六人分のものを作ればいいということです、具体的に考えれば、 を見ると、一品で見れば、卵が十六人です。卵を使うときに卵を使わ が易しで、やってみたら簡単だったということになるかもわからない ふうにすると本当に具体的にわかって、私が言った、案ずるより産む 六人になってやってみて、それ入れないのを作ってみてと、そういう 大分やる気になっているから、その気になって、よその施設を見たり。 かたコンクリートで壁を造らなくても、場合によっては済むのです。 ては調理室もぎりぎり基準は守らなければならないけれども、なんた てきます。くるけれども、皆さんが一番心配している施設、区分する、 のがあったら、エビを入れないのを五個作ればいいですね、具体的に いシミュレーションしてみておいてください。 生懸命やってみて、やれそうかと聞きますので、そのときまでにい 私はいいのですが、せっかく答弁いただいたから、例えばこの表 少し最初よりやる気になったようですけれど

)議長(野月忠見君) 以上で杉山道夫君の質問を終わります。 すみません、いろいろありがとうございました。

これをもって一般質問を終了いたします。

員会委員の任命について 第二十一 同意第一号 十和田地域広域事務組合教育委日程第四 報告第一号 専決処分の報告について~日程

○議長(野月忠見君) 日程第四、報告第一号 専決処分の報告についてまでの報告に、議案十五件、同意一件を一括でから日程第二十一、同意第一号 十和田地域広域事務組合教育委員である。

この際、管理者から提案理由の説明を求めます。

小山田管理者。

○管理者(小山田 久君) 平成二十六年第一回定例会の開会に当たり、 の管理者(小山田 久君) 平成二十六年四月一日から青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数る地方公共団体数ので変更についての専決処分の増加及び青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増工のであります。

ものであります。
の特例を定める必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分した分は、地方税法の一部改正に準じ、税外諸収入金に係る延滞金の割合及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処 報告第二号の十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促手数料

の資格を定める条例の制定については、消防組織法の一部改正に伴い、議案第一号の十和田地域広域事務組合消防本部消防長及び消防署長

消防長及び消防署長の資格を定めるためのものであります。

ためのものであります。る条例の一部改正に伴い、準用する同条例の読み替え規定を整理するる条例の一部改正に伴い、準用する同条例の読み替え規定を整理する一部を改正する条例の制定については、十和田市職員等の旅費に関する条例の議案第二号の十和田地域広域事務組合職員等の旅費に関する条例の

用料の額を改定するためのものであります。正に伴い、建物及び使用期間が一月に満たない土地の使用の場合の使部を改正する条例の制定については、消費税法及び地方税法の一部改議案第三号の十和田地域広域事務組合行政財産使用料徴収条例の一

定その他の所要の改正をするためのものであります。の一部改正に準じ、危険物の規制に関する事務に係る手数料の額の改る条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令議案第四号の十和田地域広域事務組合火災予防条例の一部を改正す

る手数料の額を改定するためのものであります。法の一部改正に伴い、一般廃棄物のうち粗大ごみの処理に関し徴収する条例の一部を改正する条例の制定については、消費税法及び地方税議案第五号の十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関す

行の条例の用語等の統一を図るためのものであります。十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにすることに伴い、現ことに伴う現行の条例の用語等の統一に関する条例の制定については、議案第六号の十和田地域広域事務組合条例の形式を左横書きにする

財源の中で、できる限りの経費節減に努めました。案いたしまして、構成市町村の財政負担の軽減を図るため、限られた予算の編成に当たっては、事務事業の緊急性、重要性及び経済性を勘事務組合一般会計予算並びに各特別会計予算について申し上げます。議案第七号から議案第十二号までの平成二十六年度十和田地域広域

議案第七号の平成二十六年度十和田地域広域事務組合一般会計予算

歳出の主なものは消防費二十五億二千八百六十五万四千円となってお 千円、国庫補助金一億五百万円、組合債二億一千五百六十万円となり、 の主なものは、構成市町等からの負担金二十二億五千八百四十二万二 れぞれ二十五億九千九百十八万六千円とし、前年度当初予算と比較い 三百三万七千円、総務費六千七百十一万七千円を計上いたしました。 成市町村からの負担金七千四十四万三千円、歳出の主なものは議会費 増の五百四十五万八千円の増額となりました。歳入の主なものは、 千四十五万四千円とし、前年度当初予算と比較いたしますと八・四% から申し上げます。予算の概要は、 たしました。債務負担行為及び地方債については、それぞれ見込み額 たしますと七〇%増の十億七千一万四千円の増額となりました。歳入 予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそ を計上いたしました。 議案第八号の平成二十六年度十和田地域広域事務組合消防特別会計 消防通信指令施設等整備の二カ年事業の初年度分事業費を計上い 歳入歳出予算の総額をそれぞれ

しますと二・五%増の二千二百二十四万円の増額となりました。歳入れぞれ八億九千五百五十一万二千円とし、前年度当初予算と比較いた予算について申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそ議案第十号の平成二十六年度十和田地域広域事務組合清掃特別会計

いたしました。万一千円となり、歳出の主なものは衛生費八億九千九十五万円を計上万一千円となり、歳出の主なものは衛生費八億九千九十五万円を計上使用料及び手数料一億八百七十四万七千円、財産収入三千四百三十五の主なものは、構成市町村からの負担金七億五千二百三十八万七千円、の主なものは、構成市町村からの負担金七億五千二百三十八万七千円、

出の主なものは消防費七千二十八万五千円を計上いたしました。歳入の主なものは、受託事業収入六千九百八十七万四千円となり、歳予算と比較いたしますと二・九%減の二百八万円の減額となりました。歳入歳出予算の総額をそれぞれ七千四十八万五千円とし、前年度当初防団事務受託事業特別会計予算について申し上げます。予算の概要は、議案第十二号の平成二十六年度十和田地域広域事務組合十和田市消

よる歳入歳出予算の計数整理等を行ったものであります。域事務組合各特別会計補正予算については、各会計とも決算見込みに議案第十三号から議案第十五号までの平成二十五年度十和田地域広

ついては、見込み額を計上いたしました。出それぞれの総額は十四億六千百七万四千円となりました。地方債に出それぞれ二千百九十三万円を減額いたしました。この結果、歳入歳計補正予算(第二号)について申し上げます。今回の補正は、歳入歳議案第十三号の平成二十五年度十和田地域広域事務組合消防特別会

別会計補正予算(第二号)について申し上げます。今回の補正は、歳議案第十四号の平成二十五年度十和田地域広域事務組合学校給食特

それぞれの総額は六億一千百六十六万三千円となりました。入歳出それぞれ三万四千円を減額いたしました。この結果、歳入歳出

算の組み替えを行うものであります。計補正予算(第二号)について申し上げます。今回の補正は、歳入予議案第十五号の平成二十五年度十和田地域広域事務組合清掃特別会

ものであります。 広域事務組合教育委員会委員、米田省三氏を引き続き任命するためのては、平成二十六年三月三十一日をもって任期満了となる十和田地域同意第一号の十和田地域広域事務組合教育委員会委員の任命につい

の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。たが、詳細につきましてはその都度ご説明申し上げますので、ご審議以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べまし

発言の訂正について

〇議長(野月忠見君) 管理者。

○管理者(小山田 久君) 先ほどの提案理由の説明の中で、字句の読

○議長(野月忠見君) ただいま管理者から発言訂正の申し出がありま

こつへて団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共第四号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共日程第四 報告第一号 専決処分の報告についての専決

〇議長(野月忠見君) 数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題と します。暫時休憩します。 ての専決第四号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体 日程第四、 報告第一号 専決処分の報告につい

午後三時 零分 休憩

午後三時 三分 再開

〇議長(野月忠見君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 休憩を解いて会議を開きます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) これより討論に入ります。討論ありませんか。 なしと認めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) これより採決を行います。 なしと認めます。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第一号は承認することに決定しました。

手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制 第五号 十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促日程第五 報告第二号 専決処分の報告についての専決

定について

〇議長(野月忠見君) とします。 料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題 ての専決第五号 十和田地域広域事務組合税外諸収入滞納金督促手数 日程第五、報告第二号 専決処分の報告につい

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

杉山議員。

〇十四番(杉山道夫君) にどんなものなどがありますか。 に当たるものだと思うのですが、実際組合に入ってくるのには具体的 読めば税外収入ということで、税以外の収入

〇議長(野月忠見君) 答弁を求めます。

平舘事務局長。

〇事務局長(平舘 加入金、手数料、財産売払収入、その他の収入をみております。 当組合においては、条例改正に伴うものとして、分担金、使用料、 弥 君) お答えいたします。

〇議長(野月忠見君) 十四番

以上です。

〇十四番(杉山道夫君) これはこれでいいですか。 ことです。何かこういう終わり方はないのでないかなと思って。行も るんですよ。四ページの一番下の左側、私も何かと思って読む人はい のですが、その四ページのところに今の議案に対する資料が載ってい 改正案の新旧対照表というのが渡されるのです。こちらを見てほしい 似たようなのがあって見ても、言葉の終わりが違うのでないかなと。 空いているし、似たようなのが新しいほうに、三ページの上のほうに ないと思うのだけれども、読んでみると言葉の終わりがぱっと合わな い気がするのですよ、私は。「その年中においては、当該特例」という 条例の議案はわかるのですが、予算では条例

〇議長(野月忠見君) 事務局長。

○事務局長(平舘 弥君) 大変申し訳ありませ。大変失礼しまのところで、当該特例基準割合に○・一%未満の端数があるときは、のところで、当該特例基準割合、ここから下のほうなのですけれども、のところで、当該特例基準割合、ここから下のほうなのですけれども、

〇議長(野月忠見君) 十四番。

〇議長(野月忠見君) 事務局長。

した。〇事務局長(平舘 弥君) 大変失礼いたしまいよう、十分注意して対応してまいりたいと思います。大変失礼しまに細心の注意を怠ったということですので、今後はこういうことがなる際

〇議長(野月忠見君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) これにて質疑を終了します。

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第二号は承認することに決定しました。

部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につい日程第六 議案第一号 十和田地域広域事務組合消防本

て

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

十四番。

〇十四番(杉山道夫君) 私がちょっと来て、いろいろ経験してきたの十四番(杉山道夫君) 私がちょっと聞うのですが、政令との違いをあえて決めるわけですのではないと思うのですが。私の頭の中で、そうかなという気がしないではないと思うのですが。私の頭の中で、そうかなという気がしないではないと思うのですが。私の頭の中で、そうかなという気がしないではないと思うのですが。私の頭の中で、そうかなという気がしないではないと思うのですが。私の頭の中で、そうかなという気がしないではないと思うのですが。私の頭の中で、そうかなという気がしないではないと思うのですが。私の頭の中で、そうかなという気がしないではないと思うのですが。私の頭の世で、そうかなという気がしないではないと思うのですが。私の頭の世で、そうかなという気がしないではないと思うのですが、対していると決してきたといるは、こればいいのでしょうが、条例できちんと決格があるのです。

考え方をちょっと聞きたい。 方があって、資格をあえて定めるときに除いたと思うのですが、その験なければと、私もそう思うのです。ただ、皆さんには皆さんの考え方、消防団長はここでいう常勤ではないですから公務員というのは経

も資格があるというのは政令上の定めです。用も可能で、副団長、何年でしたか、三年でしたか、以上やればこれ等以上の役職にある者の三年以上だとか、同じように消防団からの採同じように、消防署長の資格においても、司令補あるいはそれの同

あると思うので、その考え方をお聞かせください。
えて政令を変えて資格を定めるということには、それなりの考え方が私も理解できるわけです。理解はできるなと思うのだけれども、あ

〇議長(野月忠見君) 沼田消防長。

〇消防長(沼田隆志君) 杉山議員の質問にお答えいたします。

削除しております。
本条例は、政令で定める基準を参酌して定めることとされております。また、全国消防長会から総務省消防庁に条例を定めるに当たってす。また、全国消防長会から総務省消防庁に条例を定めるに当たってす。また、全国消防長会から総務省消防庁に条例を定めるに当たってす。また、全国消防長会から総務省消防庁に条例を定めるに当たってす。また、全国消防長会から総務省消防庁に条例を定めるに当たってす。また、全国消防長会から総務省消防庁に条例を定めるに当たってす。また、全国消防長会から総務省消防庁に条例を定めるに当たって

〇議長(野月忠見君) 十四番。

が考えてやればいいことであって、そこに資格上に載せておいても、です。これは、採用ではないのです。採用はそのときの首長さんなど方によっては消防団が低く見られたのかなということもあり得るわけ用せということではないです。資格です。資格を外すというのは、見の十四番(杉山道夫君) これは、問題は資格の話なのです。それを採

だけれども、そこら辺の議論は行われましたか。 だけれども、そこら辺の議論は行われましたか。 ないうことなのです。だから、ただ単に採用の実現性というだてやるということなのです。だから、ただ単に採用の実現性というだいのはなくて、いろいろそれに資格を与える、認め採用するということではなくて、いろいろそれに資格を与える、認めな動きで、我々にも資格があるという消防団長が出てくれば、政治とずそこからやらなければならないということではない。また、政治

〇議長(野月忠見君) 沼田消防長。

の結果、削除することとなりました。職しております。こういう状況を踏まえ、十和田市及び六戸町と協議部には八名在職しております。また、消防署長の資格者は、十四名在部長(沼田隆志君) 現在の有資格者、消防長の資格者は当消防本

〇議長(野月忠見君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) これにて質疑を終了します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につい 日程第七 議案第二号 十和田地域広域事務組合職員等

〇議長(野月忠見君) 合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを 日程第七、議案第二号 十和田地域広域事務組

議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〇議長(野月忠見君)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

か。

〇議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 日程第八 議案第三号 十和田地域広域事務組合行政財

これより質疑に入ります。質疑ありませんか 「なし」と呼ぶ者あり、

〇議長(野月忠見君) 題といたします。 合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議 日程第八、議案第三号 十和田地域広域事務組

> 〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) ご異議がありますので、本案は起立により採決

をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(野月忠見君) 起立多数です。

よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第九 議案第四号 十和田地域広域事務組合火災予

防条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(野月忠見君) 合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし 日程第九、議案第四号 十和田地域広域事務組

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) をします。 ご異議がありますので、本案は起立により採決

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(野月忠見君) 起立多数です。

よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制 日程第十 定について 議案第五号 十和田地域広域事務組合廃棄物

O議長(野月忠見君) 日程第十、議案第五号 合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定に 十和田地域広域事務組

ついてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) これより討論に入ります。討論ありませんか。 なしと認めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより採決を行います。

か。

〇議長(野月忠見君) なしと認めます

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) ご異議がありますので、本案は起立により採決

します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(野月忠見君) 起立多数であります。

よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

の統一に関する条例の制定について の形式を左横書きにすることに伴う現行の条例の用語等 日程第十一 議案第六号 十和田地域広域事務組合条例

〇議長(野月忠見君) 日程第十一、議案第六号 十和田地域広域事務 組合条例の形式を左横書きにすることに伴う現行の条例の用語等の統 に関する条例の制定についてを議題といたします。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十二 議案第七号 平成二十六年度十和田地域広

域事務組合一般会計予算

〇議長(野月忠見君) 田地域広域事務組合一般会計予算を議題とします。 日程第十二、議案第七号 平成二十六年度十和

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしと認めます。

〇議長(野月忠見君)

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより採決を行います。

〇議長

(野月忠見君)

なしと認めます。

か。 お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」と呼ぶ者あり

〇議長(野月忠見君) よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。 ご異議なしと認めます。

日程第十三 議案第八号 平成二十六年度十和田地域広

域事務組合消防特別会計予算

〇議長(野月忠見君) 田地域広域事務組合消防特別会計予算を議題といたします。 日程第十三、議案第八号 平成二十六年度十和

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〇十四番(杉山道夫君) 通信事務協議会の負担金ということで、 関係

> 入っているというか、格好になっていると思うので、この内訳はどう が一番大きいだろう思うのに少ないです。これは、多分よその部分で 市町村本部の負担金と書いてあるのですが、単純に考えると十和田市 いう仕組みになるのだろうか。

です。 そこら辺の関係で、当初説明受けたときには、私の勝手な解釈だけれ うというのであれば、同じ額でも、額が同じでも支払いをこっちに持 ないかなと考えているのですが、そうでなくて、もしこれ入れてしま 説明聞くと、だんだん話が進んでいって具体的に動くようになれば、 計全般とともに処理するということを意味するのかなと実は思ったの どを納入するというのがあるのです。その納入するだけで消防本部会 です。当初私は、どこか管轄するところがあったとしても、協議会用 ですが、そこら辺がそうではなくてこれでいいのだということを教え ってくるとすれば、この会計に入ってしまうわけですよね。だから、 の本部で人件費を持って、仕事はこっちへ来てやるというスタイルで 職員、これはそれぞれのところから派遣という形ですから、それぞれ ので、ここがどうなのかなという感じがしたんです。多分これまでの です。協議会規約を見ると、確かに十和田市の市消防本部に負担金な の特別会計的なものを設けて処理するのかなと勝手に思っていたわけ ていいのかどうかという疑義が実は私、よくわからないので思ったの 二つ目は、通信事務の協議会の関係で、十和田市の消防会計に入れ 特別会計的な処理をするのではないかなと、こう思っていたの もちろん協議会の中でいろんなことが話し合われていると思う

事業説明というので詳しく説明してくれています。そこの四ページを 債、その他一般財源という格好のところです。このことを予算の主な 信指令事務協議会の財源内訳が書いてあります。国庫支出だとか地方 それから、十三ページに、これも今のここにかかわる財源の消防通 くて、なぜこういう数字の違いが出てくるのかご説明を願いたいと思 ちょうど四千円差があって、片方が多くて片方が少なくて帳尻は合っ うでもいいやと処理しているのか。その右側に一般財源で、予算書は ために多分あるので四ページを見てほしいのですが、大変細かいこと 資料これどっちが本当なのと頭が迷うでしょう。これはどっちが正し は遊んで見ていると目に触れるのですが、片方は説明書で予算少ない るのですか。なかなかここまで見ている人はないので、俺ら馬鹿っこ ているのですが、この程度の数字というのはこんなふうになったりす 千六百四十万、数字の違いが出るのです。四千円ぐらいというのはど と皆さん言うかもわからないけれども、そのほかの財源が予算書では 見てください。見ないとちょっとわかりにくいので、比較してもらう 八億八千六百四十万四千円です。ところが、説明書を見ると、八億八 千十四万一千円と、こうありますが、説明書では一千十四万五千円、

署の後ろに造るというのはそこに出てくるけれども、どうなのかな。 うに、ここにこう入れるのが正しいのか、特別会計的に処理したほう これは、この後出てくると、庁舎はまだ移っていないけれども、消防 ですが、この改修というのはどっちのどういうもの、何ですか。改修 がいろいろ見てわかりいいのではないかなと思って最初にも聞いたの まうわけですよね。だから、そういう意味もあって一番先に言ったよ 協議会が必要があって改修した場合も金額上は同じことだと思ってし れども。まして原因が十和田が独自にやる改修があったときと、通信 別会計組んでいなくても、ああ、そうだなと見た瞬間にわかるのだけ やごちゃ混ざってくるわけです、一般会計のままでやると。これは特 の原因が協議会が入るほうに移るために変えるのかということ、ごち 十和田消防本部が自分たちの建物を変えるのか、変えるけれども、そ それから、同じところに庁舎改修予算の内訳というのがあるのだ。

> はわかるけれども それだけ答弁願います。

〇議長(野月忠見君) 暫時休憩をします。

四十分 再開

午後三時二十八分

休憩

〇議長(野月忠見君) 休憩を解いて会議を開きます。

これより討論に入ります。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり

〇議長(野月忠見君)

これより採決を行います。 なしと認めます。

か。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

〇議長(野月忠見君) (「異議なし」と呼ぶ者あり) ご異議なしと認めます。

よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

域事務組合学校給食特別会計予算 日程第十四 議案第九号 平成二十六年度十和田地域広

〇議長(野月忠見君) 田地域広域事務組合学校給食特別会計予算を議題といたします。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 日程第十四、 議案第九号 平成二十六年度十和

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

)議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

1。 お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

域事務組合清掃特別会計予算日程第十五 議案第十号 平成二十六年度十和田地域広

〇議長(野月忠見君) 日程第十五、議案第十号 平成二十六年度十和

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

一四番。

〇十四番(杉山道夫君) 九ページのところに焼却灰セメント原料化と の井四番(杉山道夫君) 九ページのをころに焼却灰セメント原料化と が出てくるのでしょうか。 カページの委託料の真ん中ぐらい、下 が出てくるのでしょうか。 カページの委託料の真ん中ぐらい、下 が出てくるのでしょうか。 カページの委託料の真ん中ぐらい、下

議長(野月忠見君)業務課長。

〇業務課長(竹内智昭君) 杉山議員の質問にお答えします。

焼却灰の量は五十トンほど減量しております。二万三千七百円は前年度の予算と同額です。なお、減量に努めまして、ります。この増の内訳は、消費税の三%分の増でありまして、単価の前年度より予算額にいたしますと百二十二万六千円の増となってお

以上です。

〇議長(野月忠見君) 十四番。

やって決めるのか。一番最初に聞いたとおり、これはどうた。でも、単価決めるときに、一番最初に聞いたとおり、これはどうた。でも、単価決めるときに、一番最初に聞いたとおり、これはどうの十四番(杉山道夫君)

〇議長(野月忠見君) 業務課長。

で総務課財政係が契約しております。 現在一社しかございませんので、随意契約の見積もり合わせという形 〇業務課長(竹内智昭君) 単価契約に関しましては、八戸セメントが

ているというだけで。でしょう。
〇十四番(杉山道夫君) 見積もり二つ出してやって、安いほうで決め

〇業務課長(竹内智昭君) はい。

〇十四番(杉山道夫君) それだけね。わかった。

〇議長(野月忠見君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) これにて質疑を終了します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。 ご異議なしと認めます。

日程第十六 議案第十一号 平成二十六年度十和田地域

広域事務組合火葬特別会計予算

○議長(野月忠見君) 日程第十六、議案第十一号 和田地域広域事務組合火葬特別会計予算を議題といたします。 平成二十六年度十

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これより討論に入ります。討論ありませんか。 なしと認めます。

〇議長(野月忠見君)

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算 日程第十七 議案第十二号 平成二十六年度十和田地域

〇議長(野月忠見君) 和田地域広域事務組合十和田市消防団事務受託事業特別会計予算を議 日程第十七、議案第十二号 平成二十六年度十

題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野月忠見君)なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〇議長(野月忠見君) (「異議なし」と呼ぶ者あり) ご異議なしと認めます。

よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十八 議案第十三号 広域事務組合消防特別会計補正予算(第二号) 平成二十五年度十和田地域

〇議長(野月忠見君) します。 和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算(第二号)を議題といた 日程第十八、議案第十三号 平成二十五年度十

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) これより採決を行います。 なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

広域事務組合学校給食特別会計補正予算 (第二号) 日程第十九 議案第十四号 平成二十五年度十和田地域

いたします。 和田地域広域事務組合学校給食特別会計補正予算 (野月忠見君) 日程第十九、 議案第十四号 (第二号) を議題と 平成二十五年度十

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) これより討論に入ります。討論ありませんか。 なしと認めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしと認めます。

これより採決を行います。

〇議長(野月忠見君)

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十 議案第十五号 平成二十五年度十和田地域

広域事務組合清掃特別会計補正予算(第二号)

〇議長 (野月忠見君) します。 和田地域広域事務組合清掃特別会計補正予算(第二号)を議題といた 日程第二十、議案第十五号 平成二十五年度十

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。 お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

か。

O議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

育委員会委員の任命について 日程第二十一 同意第一号 十和田地域広域事務組合教

〇議長(野月忠見君) 務組合教育委員会委員の任命についてを議題といたします。 日程第二十一、同意第一号

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(野月忠見君) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(野月忠見君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第一号は同意することに決定いたしました。

閉 会

○議長(野月忠見君) 以上をもちまして、本議会に付議されました案

閉会いたします。 よって、平成二十六年第一回十和田地域広域事務組合議会定例会を

まことにご苦労さまでした。

午後三時 五十分

十和田地域広域事務組合議会議長

野

月

忠

見

議員

同

舛 甚 英 文

同

議員

堰野端 展 雄